倶知安町プール絵本館拠点施設の指定管理に係る年度協定書（案）

令和８年 11 月修正

倶知安町（以下「甲」という。）と指定管理者に指定された【　　】（以下「乙」という。）とは、倶知安町プール絵本館交流施設（以下、「本施設」という。）の管理に係る基本協定に基づき、令和●年度における協定（以下「年度協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この年度協定は、本施設の管理運営等に関する業務に係る対価（以下「指定管理料」という。）等について定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第２条　この年度協定の期間は、令和●年４月１日から令和●年３月 31 日までとする。

（指定管理料）

第３条　甲が乙に支払う令和●年度の指定管理料は、金 000,000,000 円（うち、消費税及び地方消費税の額 金 00,000,000 円）とする。

２　甲は、前項の指定管理料を概算払いで次のとおり年４回に分割して支払うものとする。

第１期分（４月）	金 000,000,000 円
第２期分（７月）	金 000,000,000 円
第３期分（10 月）	金 000,000,000 円
第４期分（１月）	金 000,000,000 円

（指定管理料の請求）

第４条　乙は、前条第２項に規定する額を甲の定める手続により、請求するものとする。

２　甲は、乙からの請求書を受理した日から 30 日以内に、前項に規定する金額を乙に支払うものとする。

（指定管理料の精算等）

第５条　乙は、支払を受けた指定管理料の執行の内訳を明らかにした精算書を第２条に規定する協定期間の終了後、60 日以内に甲に提出しなければならない。

２　乙は、精算が必要な修繕費について精算残金が生じたときは、甲の請求に基づき、甲の指定する期日までにこれを甲に返納しなければならない。

（指定管理料の変更）

第６条　乙は、この協定の締結後生じた事由のため、指定管理料に変更の必要が生じたときは、甲乙協議の上、指定管理料の金額内で各費目間での流用ができるものとする。

２　乙は、指定管理業務に要する費用の額が指定管理料の額を超えるときは、予め定めたリスク分担に基づき、甲乙協議の上、追加の措置を執ることができる。

3　甲は、指定管理業務に要する費用の額が指定管理料の額を下回ると認められるときは、予め定めたリスク分担に基づき、甲乙協議の上、減額の措置を執ることができる。

（利用料金制）

第７条　令和●年４月以降における本施設の利用に係る利用料金は、乙が利用者から直接徴収するものとする。

２　乙が利用者から当該利用料金を徴収する以前に、利用者から利用申請の取り消しの申し出があった場合には、乙は当該利用料金を徴収しないものとする。

３　乙は、利用者から使用の取消しの申出があった場合は、条例及び規則の定めるところにより、利用料金の徴収又は還付を行うものとする。

４　利用料金の徴収及び還付に伴う事務手続並びに決済手数料、返金処理手数料その他これらに要する費用は、乙の負担とする。

（事業計画）

第８条　令和●年度の業務内容に関することは、別紙「令和●年度事業計画書」に定めるとおりとする。

（協議）

第９条　本協定に定めのない事項で必要がある場合及びこの協定について疑義を生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

上記協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙双方記名押印の上、各１通を保有する。

令和●年●月●日

甲　　北海道虻田郡倶知安町北１条東３丁目３番地
倶知安町
倶知安町長　　文字　一志　印

乙　　住　所
事業者名
代　表
氏　名　　印

別紙

令和●年度事業計画書

※乙が作成する事業計画書（収支計画書を含む。）を添付